

商品名等 (電気用品名等)	岩盤浴用製品
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、底部にカーボンヒーターが敷かれ、その上にセラミックが置かれたFRP製の筐体（カプセル状）であり、カプセル内に人が横たわり、岩盤浴を行うものである。底部のヒーターによってセラミックが40℃から50℃に温められ、カプセル内の人の発汗が促進される。 本製品は、A社が全体設計及び部材の指定を行い、A社の商標で販売される。 部材の調達及び製品の組立は、A社が指定する施工業者B社が行う。（組立は設置現場でのみで行われる。）</p> <p>○構造、仕様、意匠 カプセル内の温度は、自動温度制御器により40～50℃の間の任意の温度に調節ができる。 外観寸法等：長さ2,100mm×幅900mm×高さ900mm、重量110kg 定 格：100V、50－60Hz、1.5kW</p> <p>○主な使用者、販売先 ホテル等の宿泊施設</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品中、電熱器具の「電気サウナバス」として取り扱う。 なお、本製品の電気用品安全法上の製造事業者はB社となることから、電気用品製造事業届出書は、B社が提出する必要がある。</p> <p>(理由) 本製品は、人の発汗を促進するものであり、底部の電熱部分と人が入る部分が一体となっていることから、「電気サウナバス」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	